

亀山市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21274
- 3 路線名 川合みどり線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川合町字山神戸69 8番1地先から川合 町字里沢529番1 地先まで	旧	119.50	最小	6.50
			最大	12.00
	新	119.50	最小	5.50
			最大	10.50